

未熟児養育医療の申請について

丹波篠山市では、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児（0歳児）に対して、その養育に必要な医療を助成します。

☆養育医療の対象者

- (1) 出生体重が2000g以下の乳児（0歳児）
- (2) 生活力が特に薄弱であって医師が入院を必要と認めたもの

☆費用負担

入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費が公費負担の対象となります。

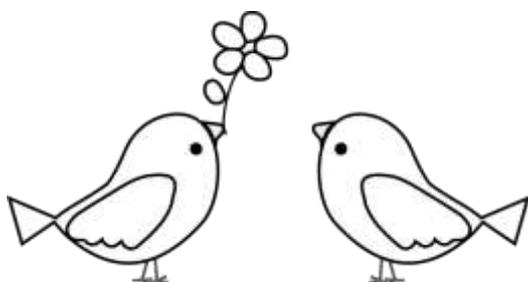
☆必要書類

- (1) 養育医療給付申請書 様式1（申請者が記入）
※平成28年1月1日からの申請に対象児と扶養義務者の個人番号の記載と提示が必要となりますので、次の1、2のいずれかをご持参ください。
 - 1、個人番号カード又は通知カード、本人確認書類（運転免許証など）
 - 2、個人番号が記載された住民票の写し※対象児の本人確認には住所、氏名、生年月日が確認できる物（各種健康保険被保険者証、乳児医療受給者証など）をご持参ください。
- (2) 養育医療意見書 様式2（主治医が記入）
- (3) 世帯調書 様式3（申請者が記入）
- (4) 健康保険証
- (5) 印鑑
※世帯調書については、世帯全員の昨年の市民税所得割額（合算）を確認します。
転入された方は市に昨年の所得税情報がなく確認できませんので、前住所地で書類を取得していただきます。

☆手続き方法

- (1) 上記必要書類を揃えて、「診療予定期間」の初日から1か月以内に、丹南健康福祉センター 健康課へ提出ください。
- (2) 申請書類を審査し、承認または不承認を決定し、申請された方にお知らせします。
- (3) 申請様式は、丹波篠山市ホームページからも印刷できます。

※不明な点は、下記までご連絡ください。



お問い合わせ・申請先

〒669-2205

丹波篠山市網掛301

丹波篠山市立丹南健康福祉センター内
健康課

Tel 079-594-1117

FAX 079-590-1118